

ごみ収集カレンダーに 「広告」を載せませんか？

自主財源の確保と地域経済の活性化を図るため、「平成31年度ごみ収集カレンダー」に有料広告掲載を希望する事業者や個人を募集します。

広告媒体
 名称：平成31年度ごみ収集カレンダー
 発行日：平成31年4月
 対象期間：平成31年4月～平成32年3月
 発行部数：16,000部（予定）

規格等
 規格：縦40mm×横80mm
 掲載場所：カレンダー最下段の余白部分
 募集数：4枠
 広告料：1枠につき120,000円/年

申込方法
 12月10日（月）から12月21日（金）までに、申込書と広告原稿を市民部生活環境課まで提出してください。
 申込書は生活環境課に備え付けてあります。市ホームページからダウンロードすることもできます。
 申し込みが募集枠数を越えたときは、市内に事業所を有する方を優先とし、抽選を行います。

広告の内容が市の広告掲載要綱・基準等に反するものは、掲載できません。また、申し込みの状況によっては、掲載できない場合があります。
 詳しくは生活環境課までお問い合わせください。

問・申市民部生活環境課 ☎81-2272



県では、平成最後の年末に、懐かしい仲間との再会の場、そして新たな出会いの場となる同窓会イベントを開催します。
 同世代の仲間と食べて、飲んで、懐かしい思い出やこれからのことを語り合いませんか？

問福島県 地域振興課 ☎024-521-8023

ふくしま0次会 検索

- 対象 福島県内に住んでいる、住んだことのある20代後半から30代の方
- 日時 **12月30日**（日）
午後2時～午後5時
- 場所 郡山ビューホテルアネックス
- 会費 3,000円
- 申込方法 公式サイトからの事前予約制（先着300人）

下水道管が詰まる事故多発

下水道管が詰まる事故が増えています。特に今年度は、10月末時点で昨年度の事故件数に達しました。事故の理由は、大きく2つに分けられます。

①トイレにトイレットペーパー以外の異物を流す

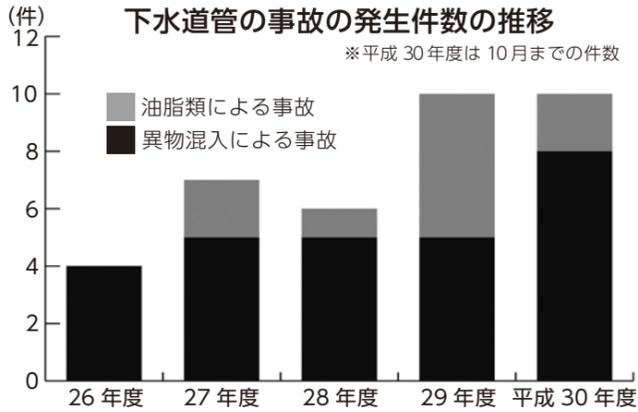
例えば紙おむつ、生理用品、ビニール、タオル、ティッシュペーパーなどを、トイレに流さないようにしましょう。

②台所のシンクに調理後の油をそのまま流す

油を下水道に流すと、管の中で油が冷えて固まり、管が詰まっています。油は、新聞紙や布に染み込ませるか固めて、燃えるゴミとして捨てましょう。

特に気をつけたいのは、フライパンを洗う時です。洗う前に油をふき取りましょう。

下水道は何でも流せるというものではありません。水に溶けない物を下水道に流してしまうと、管路が詰まったり、マンホールポンプが故障したりして、その修理に多大な費用がかかります。
 下水道は、自然や人々の生活環境を良くするための公共財産です。下水道を使用する一人一人が、マナーを守って正しく使いましょう。



問建設部 下水道課 ☎81-2512

浄化槽の維持・管理をきちんと

浄化槽は、微生物の働きで汚水をきれいな水にして放流する排水処理施設です。浄化槽を設置すると、①保守点検、②清掃、③法定検査が浄化槽法で義務づけられます。

これらの維持管理を怠ると、汚れた水が河川などに流れ出て、水質汚染や悪臭発生の原因になります。

浄化槽を使用している方は、以下の維持管理を必ず行い、美しい自然環境を守りましょう。

■保守点検(年3回以上)

浄化槽内の微生物の機能を維持し、浄化槽に設けられた各設備機器が正常に作動するように調整や保守作業を行ってください。
 ※ただし、保守点検回数は、浄化槽の処理方式や規模によって異なります。

■清掃(年1回以上)

浄化槽内に溜まった汚泥などの引き抜きや、浄化槽の附属装置や機械類の洗浄を行ってください。

■法定検査

浄化槽法に規定された水質に関する検査のことで、「7条検査」と「11条検査」があります。いずれも県指定の検査機関が行います。

7条検査

浄化槽の工事が適正に施工されているか、浄化槽が本来の機能を発揮しているかなどを検査します。浄化槽の使用開始後3～5カ月以内に受けてください。

11条検査

浄化槽の保守点検や清掃が適正に実施されているか、浄化槽の機能が正常に維持されているかなどを総合的に判断する検査です。浄化槽設置後、毎年1回、定期的に検査を受けてください。

浄化槽管理者(使用者)が 変更になったら…

変更になった日から30日以内に、浄化槽管理者変更報告書を市役所の下水道課に提出してください。